

神戸サステナブルファイナンス・フレームワークのロゴマーク使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸サステナブルファイナンス・フレームワークのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ロゴマークとは、神戸サステナブルファイナンス・フレームワークを活用した融資契約又はリース契約を締結した者が、その契約締結、設備投資内容などについて市内外にPRするために、神戸市環境局脱炭素推進課（以下「本市」という。）が作成したロゴマークをいう。

(権利の帰属)

第3条 ロゴマークの一切の権利は、本市に帰属する。

(使用届の提出)

第4条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、本要綱の内容を承諾した上で、速やかに様式第1号「神戸サステナブルファイナンス・フレームワーク ロゴマーク使用届」（以下「使用届」という。）を本市に提出しなければならない。ただし、次の場合には使用届の提出を省略することができる。

- (1) 国・地方公共団体又はこれらに準ずる団体が使用するとき
- (2) 報道機関が報道のために使用するとき
- (3) その他本市が認めるとき

(使用の禁止)

第5条 使用者は、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することができない。

- (1) 神戸市の信用および品位を害すると認められるもの
- (2) 法令及び公序良俗に反すると認められるもの
- (3) 政治、宗教、思想等の目的のために使用するもの
- (4) その他本市が使用を不適切と認めるもの

2 本市は、使用届の内容および使用実態について適当でないと認めるときは、使用者に対しその使用の中止を求め、使用者は異議なくこれに従うものとする。

(遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用届に記載した目的にのみ使用すること。
- (2) 使用者以外の第三者にロゴマークを使用させないこと
- (3) 色調（モノクロは可）、縦横比、形状を変化させないこと
- (4) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(使用期間)

第8条 ロゴマークの使用期間は、令和13年3月31日までの期間とする。

(損害の補償)

第9条 本市は、使用者がロゴマークの使用に当たって損失等が発生した場合の補償等については一切の責を負わない。

附則

この要綱は、令和7年9月30日から施行する

様式第1号

令和 年 月 日

神戸サステナブルファイナンス・フレームワーク ロゴマーク使用届

神戸市環境局脱炭素推進課 宛

神戸サステナブルファイナンス・フレームワークのロゴマークについて、同ロゴマーク使用に関する要綱を承諾した上で次のとおり使用します。

使用者氏名又は団体名		
団体の場合	代表者名	
	担当者名	(部署名) (担当者名)
住所・所在地		〒
電話番号		
メールアドレス		
使用目的		
使用期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
備考		

提出先：神戸市環境局脱炭素推進課 senko@city.kobe.lg.jp